

市議会令和5年第4回定例会

議案及び議案資料

議案第4号～議案第10号

(第2集)

柏市

目 次

議案第 4 号	工事の請負契約の締結について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）	1
議案第 4 号資料	柏市清掃工場基幹的設備改良工事関係	3
議案第 5 号	指定管理者の指定について	1 3
議案第 5 号資料	指定管理者の指定（運動場、プール及び体育館）関係	1 7
議案第 6 号	指定管理者の指定について	1 9
議案第 6 号資料	指定管理者の指定（市営住宅及び共同施設等）関係	2 1
議案第 7 号	指定管理者の指定について	2 3
議案第 7 号資料	指定管理者の指定（あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園）関係	2 5
議案第 8 号	訴えの提起について	2 7
議案第 8 号資料	訴えの提起関係	2 9
議案第 9 号	訴えの提起について	3 1
議案第 9 号資料	訴えの提起関係	3 3
議案第 1 0 号	示談の締結及び損害賠償の額の決定について	3 5
議案第 1 0 号資料	示談の締結及び損害賠償の額の決定関係	3 7

工事の請負契約の締結について

柏市清掃工場基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約を締結する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市清掃工場の基幹的設備の改良工事を行いたいので提案する。

1 名称

柏市清掃工場基幹的設備改良工事

2 場所

柏市船戸山高野538番地

3 概要

(1) ごみ焼却施設

受入供給設備，燃焼設備，燃焼ガス冷却設備，排ガス処理設備，余熱利用設備，通風設備，灰搬出設備，電気計装設備，建築設備等の更新等

(2) 粗大ごみ処理施設

受入供給設備，不燃・粗大ごみ処理設備（破碎設備，選別設備，集じん設備等），建築設備，電気計装設備等の更新等

4 契約の方法

総合評価一般競争入札

5 契約金額

14,080,000,000円

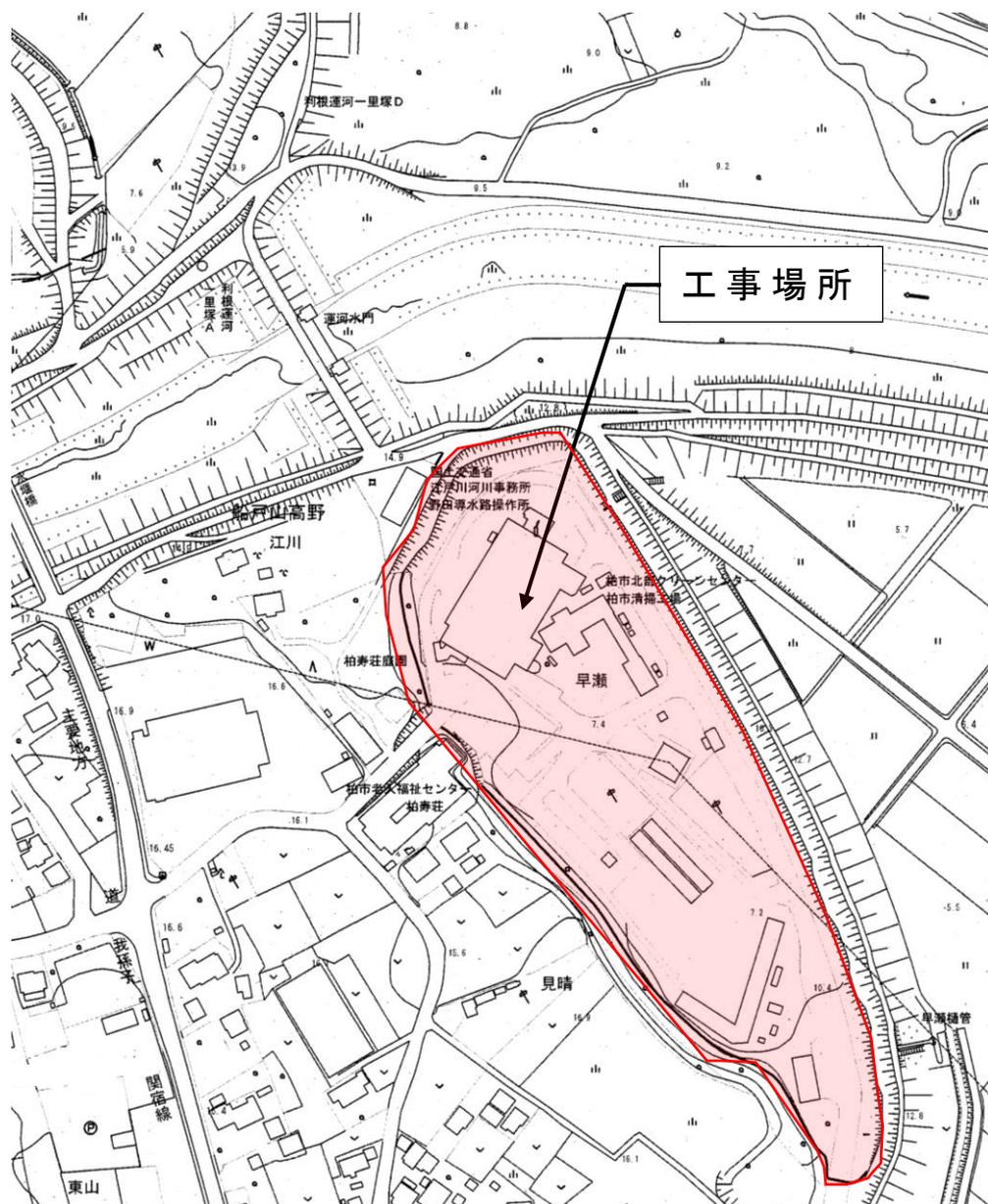
6 契約の相手方

東京都大田区羽田旭町11番1号

荏原環境プラント株式会社 営業第一部

部長 今井孝治

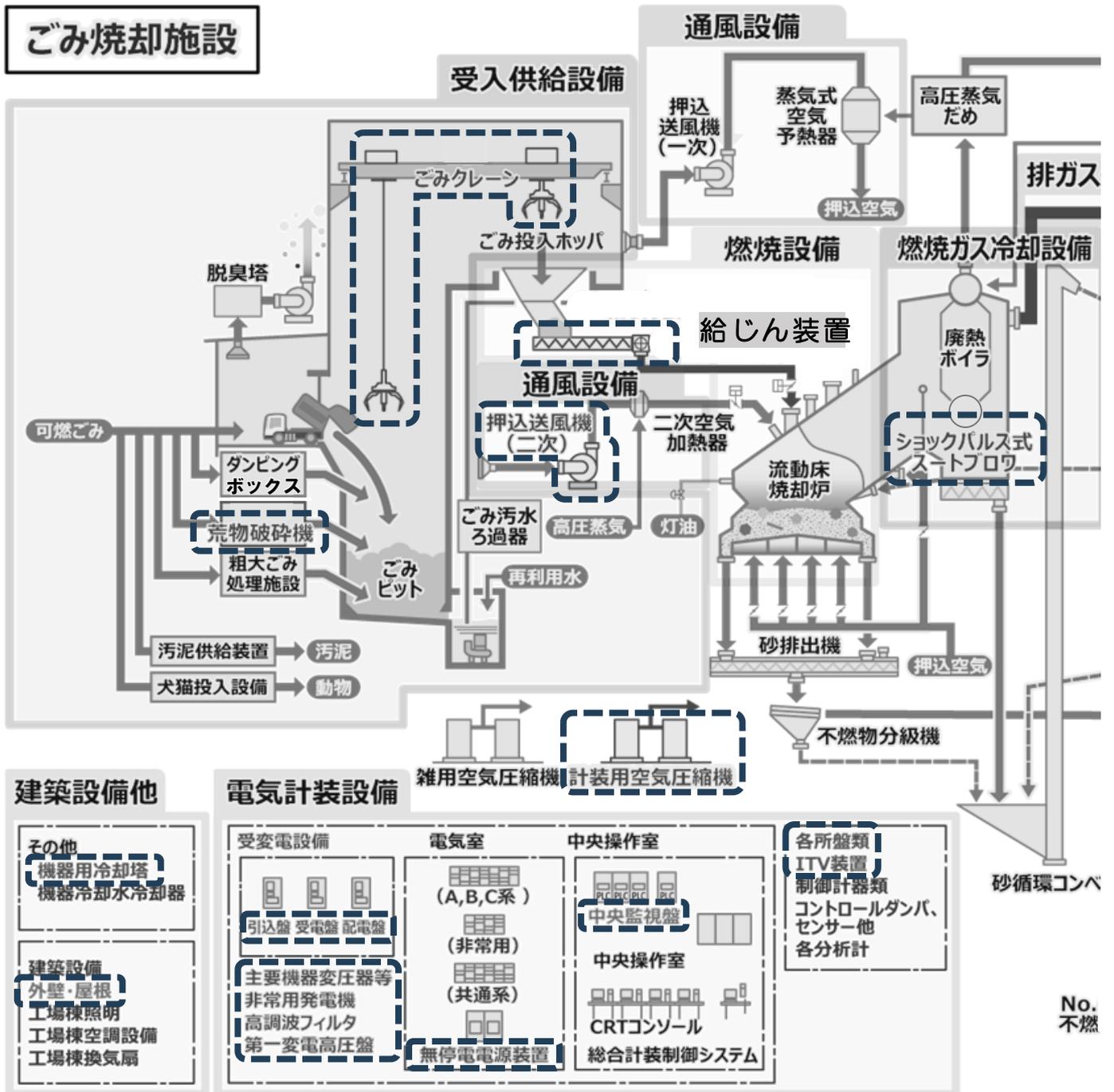
案内図

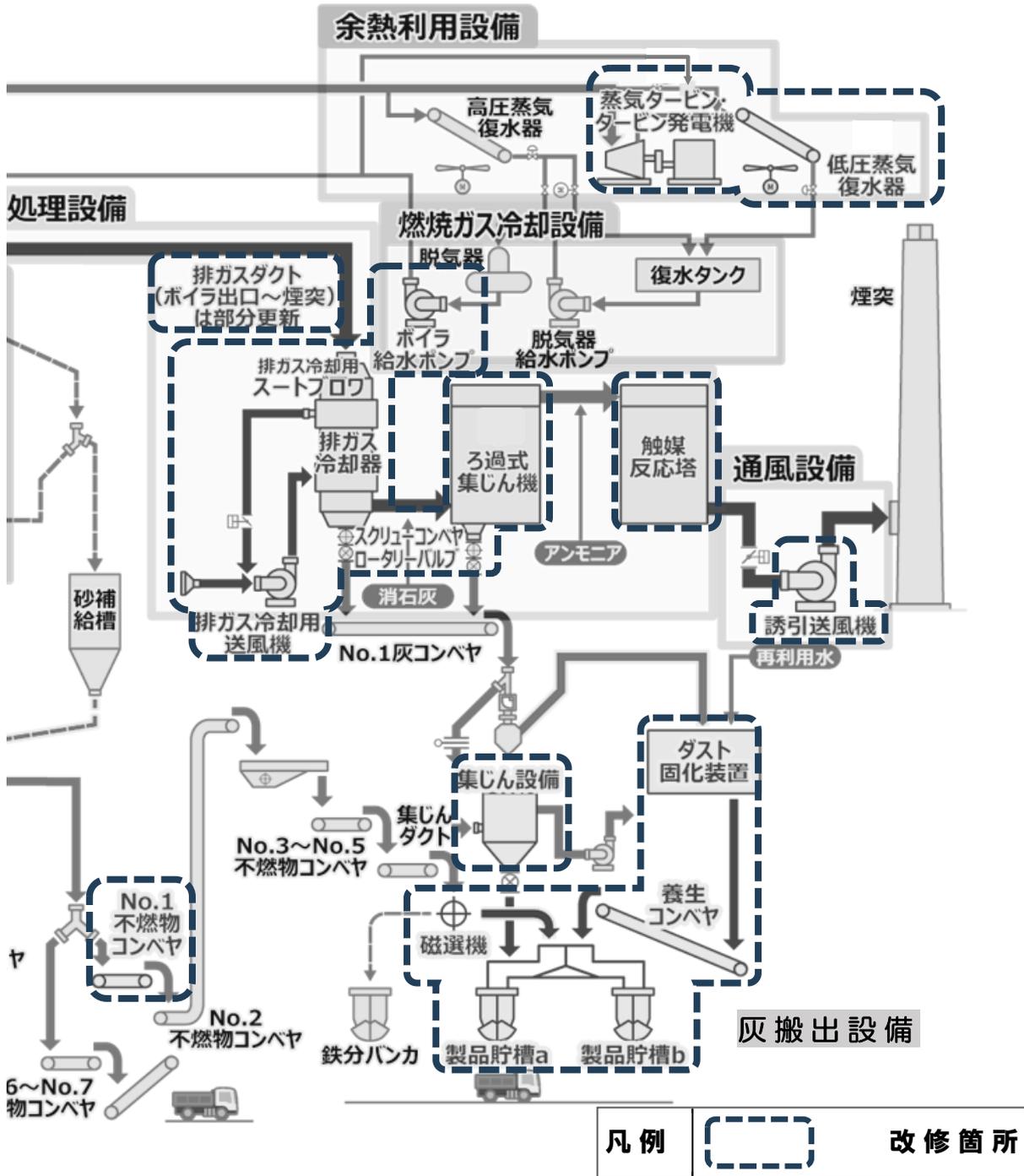


配置図



計画概要図①





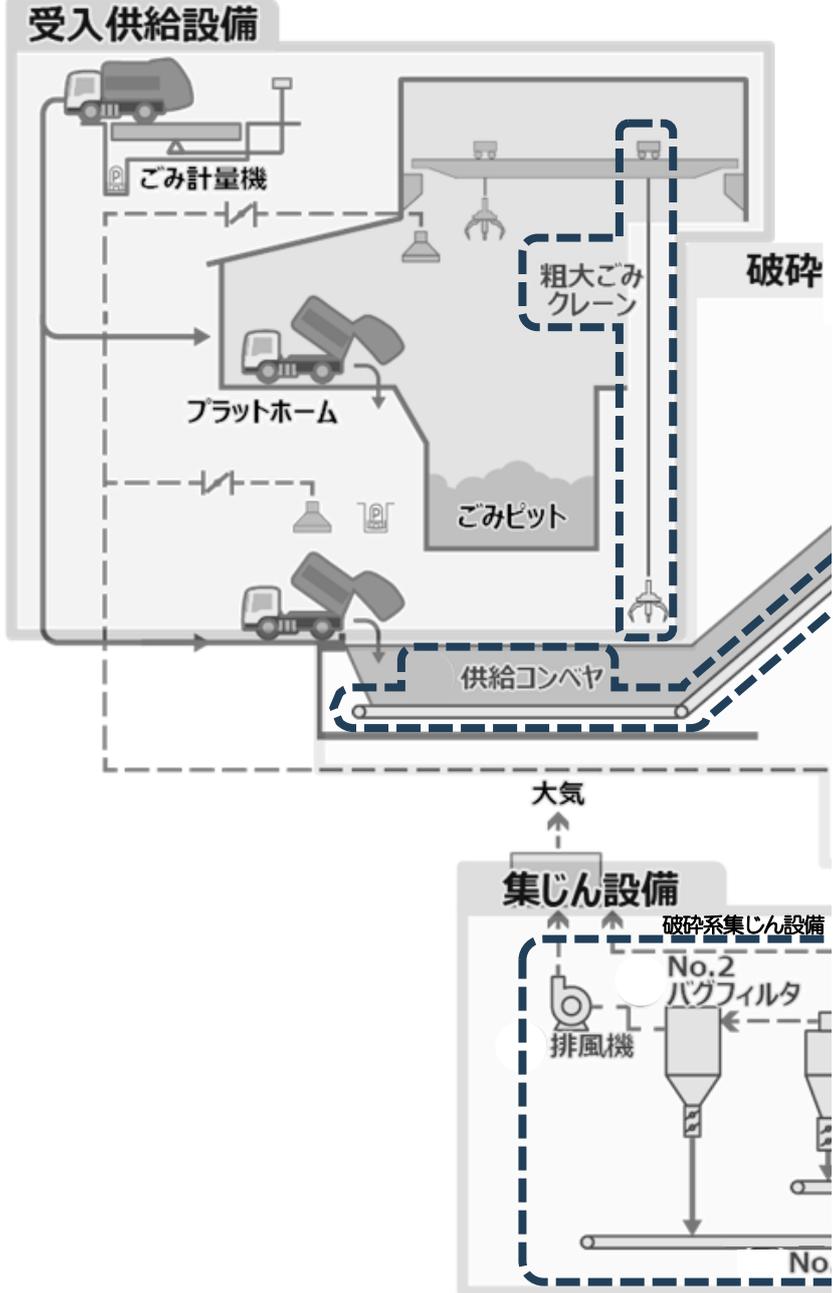
計画概要図②

粗大ごみ処理施設

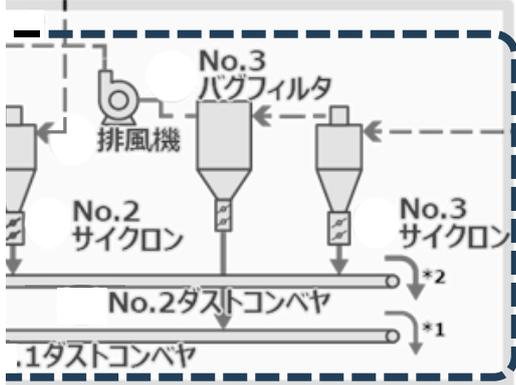
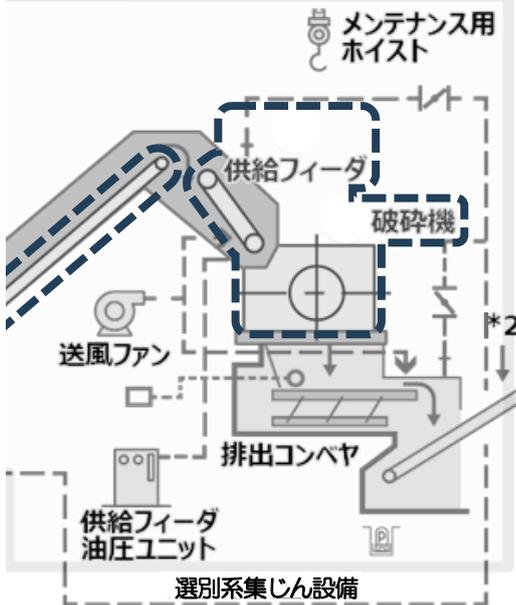
- 建築設備**
- 外壁塗装
 - 屋根屋上防水

- 電気計装設備**
- 受変電設備変圧器
 - ITV設備

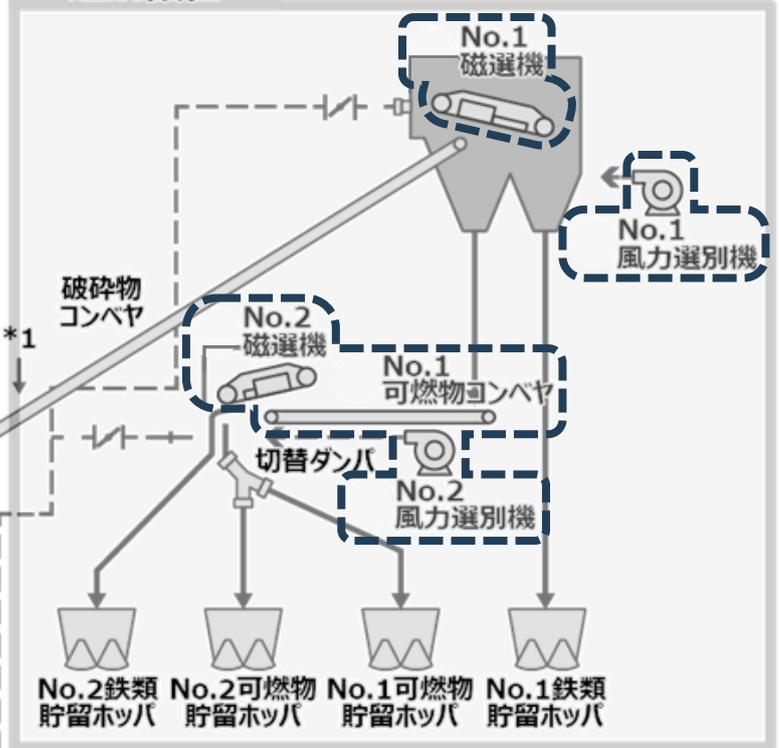
- その他設備**
- ITV設備[更新]
 - 散水配管[増設]
 - 火炎センサ
 - 各所ベルトコンベヤ
 - 難燃性ベルトへ更新



設備



選別設備



凡例



改修箇所

契約の経過

件名 柏市清掃工場基幹的設備改良工事

- | | | | | |
|---|----------|----|----|---------|
| 1 | 公告 | 令和 | 5年 | 4月18日 |
| 2 | 資格審査受付期限 | 令和 | 5年 | 5月26日 |
| 3 | 資格審査結果通知 | 令和 | 5年 | 6月7日 |
| 4 | 参考資料閲覧期間 | 令和 | 5年 | 6月12日から |
| | | 令和 | 5年 | 6月14日まで |
| 5 | 入札書類受付 | 令和 | 5年 | 7月19日 |
| 6 | 選定委員会 | 令和 | 5年 | 8月23日 |
| 7 | 選定の結果 | | | |

参加業者名	総合評価点		入札金額（千円）	結果
	（100 点満点）	非価格要素点		
		価格点		
桂原環境プラント(株)	80.5点	30.5点	<u>12,800,000</u>	最優秀 提案者 として 選定
		50.0点		

契約金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。

- | | | | | |
|---|-----------|----|----|--------|
| 8 | 落札者の決定の通知 | 令和 | 5年 | 9月14日 |
| 9 | 仮契約 | 令和 | 5年 | 10月25日 |

工事請負入札参加業者調書

調査事項	業者名
	荏原環境プラント(株)
代表者氏名	山 田 秀 喜
所在地 (本店又は主たる営業所)	東京都大田区羽田旭町1 1番1号
建設業許可番号	大臣(特-3)第21698号
総合評定値 (清掃施設工事)	1,491点
年間平均完成工事高	20,695,030千円
営業年数	69年
資本金	5,812,765千円
主な実績	新武蔵野クリーンセンター(仮称)整備運営事業に係る施設整備工事[東京都武蔵野市]

指定管理者の指定について

運動場，プール及び体育館の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

柏市富勢運動場ほか 2 4 施設の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 柏市富勢運動場
- (2) 柏市逆井運動場
- (3) 柏市柏の葉庭球場
- (4) 柏市宮田島運動場
- (5) 柏市塚崎運動場
- (6) 柏市利根運動場
- (7) 柏市柏の葉公園運動場
- (8) 新十余二第一公園多目的広場
- (9) 新十余二第二公園庭球場
- (10) 松葉第一近隣公園野球場
- (11) 松葉第二近隣公園庭球場
- (12) 手賀の丘公園野球場
- (13) 手賀の丘公園庭球場
- (14) 手賀の丘公園多目的広場
- (15) 手賀の丘公園ゲートボール場
- (16) しいの木台公園庭球場
- (17) 大津ヶ丘中央公園野球場
- (18) 大津ヶ丘中央公園庭球場
- (19) 柏市ひばりが丘市民プール
- (20) 柏市逆井市民プール
- (21) 柏市船戸市民プール
- (22) 大津ヶ丘中央公園市民プール
- (23) 柏西口第一公園市民プール
- (24) 柏市中央体育館
- (25) 柏市沼南体育館

2 指定管理者となる団体

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目8番17号新鎌ヶ谷Fタワー503号
室

株式会社協栄 千葉支店

支店長 朝 武 孝 雄

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（大津ヶ丘中央公

園市民プールにあつては、令和 8 年 3 月 3 1 日) まで

議案第 5 号資料

指定管理者の指定（運動場，プール及び体育館）関係

選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 5 年 7 月 3 日から
令和 5 年 7 月 10 日まで
- 2 申請書受付期間 令和 5 年 8 月 10 日から
令和 5 年 8 月 25 日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 5 年 10 月 20 日
（面接審査） 令和 5 年 10 月 20 日
- 4 選定の結果

団体名	書類審査及び面接審査 (500点満点)	結果
(株)協栄	349点	候補者として選定
A	335点	
B	326点	

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）
候補者の提案額 1,061,500,000円
（市の予定額 1,061,500,000円）
- 6 選定の結果の通知 令和 5 年 11 月 1 日

指定管理者の指定について

市営住宅及び共同施設等の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

市営住宅及び共同施設等の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
市営住宅及び共同施設等
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 木村 昌平
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第6号資料

指定管理者の指定（市営住宅及び共同施設等）関係

選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 5年 7月 3日から
令和 5年 7月 7日まで
- 2 申請書受付期間 令和 5年 8月 14日から
令和 5年 8月 25日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 5年 10月 13日
（面接審査） 令和 5年 10月 13日
- 4 選定の結果

団体名	書類審査及び面接審査 (600点満点)	結果
(株)東急コミュニティー	430点	候補者として選定

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）
候補者の提案額 283,995,000円
（市の予定額 284,000,000円）
- 6 選定の結果の通知 令和 5年 10月 23日

指定管理者の指定について

あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園の管理を指定管理者に行わせたいので提案する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) あけぼの山公園
 - (2) 柏市あけぼの山農業公園
- 2 指定管理者となる団体
 - 東京都港区南麻布一丁目6番30号
 - あけぼの山はなやぎプロジェクト
 - 構成員 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号
 - (代表者) 株式会社日比谷花壇
 - 代表取締役 宮 島 浩 彰
 - 構成員 東京都港区芝一丁目12番7号
 - 株式会社グリーンバル
 - 代表取締役 村 木 孝
 - 構成員 東京都世田谷区千歳台一丁目1番18号
 - 株式会社ランドフローラ
 - 代表取締役 川 村 秀 一
- 3 指定の期間
 - 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第7号資料

指定管理者の指定（あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園）関係

選定の経過

- 1 募集要項配布期間 令和 5年 7月 4日から
令和 5年 7月 13日まで
- 2 申請書受付期間 令和 5年 8月 9日から
令和 5年 8月 30日まで
- 3 選定委員会（書類審査） 令和 5年10月17日
（面接審査） 令和 5年10月17日
- 4 選定の結果

団体名	書類審査及び面接審査 (800点満点)	結果
あけぼの山はなやぎプロジェクト	515点	候補者として選定
A	484点	
B	451点	

- 5 指定管理料（指定の期間中の総額）
候補者の提案額 699,000,000円
（市の予定額 699,000,000円）
- 6 選定の結果の通知 令和 5年11月 7日

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

市営住宅の明渡し等の請求に係る訴えを提起したいので提案する。

1 訴えの相手方

柏市在住 A

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、本市に対し、3の建物を明け渡せ。

(2) 相手方は、本市に対し、滞納家賃金571,300円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）を支払え。

(3) 相手方は、本市に対し、令和4年4月分から令和5年8月分までの滞納家賃に対する当該家賃の各月ごとの納期限の翌日から支払済まで年3パーセントの割合による遅延損害金を支払え。

(4) 相手方は、本市に対し、3の建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金を支払え。

(5) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び第2号から第4号までについて仮執行の宣言を求め
る。

3 明渡しの請求の対象となる建物

柏市新逆井二丁目7番市営住宅逆井団地の1室

議案第 8 号資料

訴えの提起関係

1 訴えの概要及び理由

本市の市営住宅である柏市新逆井二丁目 7 番市営住宅逆井団地の 1 室の建物（以下「本件建物」という。）について、入居者であった相手方が長期間にわたり家賃を滞納していたため、本市は、本件建物の賃貸借契約を解除し、相手方に対して本件建物の明渡し並びに滞納家賃、滞納家賃に対する遅延損害金及び本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 事件の概要

- (1) 本市は、平成 27 年 1 月、相手方に対し、柏市営住宅条例第 8 条第 2 項の規定により本件建物に係る入居者の決定をし、同年 2 月、本件建物を引き渡した。
- (2) 本市は、相手方が令和 3 年 2 月分以後の家賃を滞納していたため、相手方と滞納家賃の支払、本件建物の明渡し等について交渉を重ねた。
- (3) 令和 5 年 7 月 31 日、本市は、相手方に対し、同年 8 月 31 日までに滞納家賃の全額を支払うよう催告し、全額の支払がなければ本件建物の賃貸借契約を解除する旨を通知した。
- (4) 本市は、相手方が滞納家賃の支払をしなかったため、同年 9 月 1 日、本件建物の賃貸借契約を解除し、相手方に対して本件建物を明け渡すよう請求したが、相手方は現在に至るまで本件建物に居住を続けている。
- (5) 同年 10 月末日現在の未払額は、令和 3 年 2 月分から令和 5 年 8 月分までの滞納家賃金 571,300 円及び当該滞納家賃に対する令和 4 年 4 月分から令和 5 年 8 月分までの各月ごとの納期限の翌日から支払済までの年 3 パーセントの割合による遅延損害金並びに本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金 248,400 円である。

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

柏市長 太 田 和 美

提案理由

診療報酬及び高額療養費の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起したいので提案する。

1 訴えの相手方

A病院こと東京都渋谷区在住B

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、本市に対し、診療報酬及び高額療養費に係る不当利得返還金6,267,183円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する令和5年1月19日から支払済まで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び第1号について仮執行の宣言を求める。

議案第9号資料

訴えの提起関係

1 訴えの概要及び理由

本市が相手方に支払った診療報酬等（国民健康保険法第45条第1項に規定する診療報酬（以下「診療報酬」という。）及び国民健康保険法施行令第29条の4第1項に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）をいう。）について、相手方が、A病院が診療報酬の算定方法に規定する要件を満たしていなかったにもかかわらず、特別入院基本料を加算した金額を本市に請求していたことが判明したため、当該特別入院基本料に係る民法第703条に規定する不当利得返還金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 事件の概要

- (1) 相手方は、A病院の開設者であり、医師である。
- (2) 令和4年10月31日付けで、千葉県健康福祉部長から本市に対し、相手方から診療報酬の返還の申出があったため返還請求の手続を行うよう通知があった。
- (3) 診療報酬の算定方法には、厚生労働大臣が定める施設基準を満たした病棟に限り、当該病棟に入院している患者について、診療報酬等に特別入院基本料を加算できる旨が規定されているが、相手方は、A病院が当該施設基準のうち夜間の看護職員の配置基準を満たしていなかったにもかかわらず、診療報酬等に特別入院基本料を加算して請求していた。
- (4) 相手方が、本市が診療報酬等の審査及び支払を委託している国民健康保険団体連合会に対し、診療報酬等に加算して請求した特別入院基本料（以下「本件過払金」という。）の総額は、平成28年6月分から令和2年1月分までの診療報酬のうち金5,292,042円及び平成28年6月分から平成30年7月分までの高額療養費のうち金975,141円を合算した金6,267,183円である。
- (5) 令和4年12月16日、本市は、相手方に対し、令和5年1月18日までに本件過払金の全額を返還するよう請求したが、

相手方は返還に応じなかった。

(6) 令和4年12月27日、相手方から本市に対し、本件過払金のうち8割に相当する金額を本市に放棄させた上で残りの金額を10年間の分割払とする旨の提案があったが、相手方が柏市債権管理条例第8条第1項に掲げる債権の放棄に係る要件に該当しないこと並びに公平性及び公正性の観点から地方自治法第96条第1項第10号に規定する権利の放棄に適さないことから、本市はこれに応じなかった。

(7) 令和5年9月21日付けで、相手方から本市に対し、本件過払金の全額の支払義務を認めた上で10年間の分割払とする旨の提案があったが、相手方が地方自治法施行令第171条の6第1項に掲げる履行期限の延長に係る要件に該当しなかったため、本市はこれに応じなかった。

示談の締結及び損害賠償の額の決定について

次のとおり示談を締結し、及び損害賠償の額を定める。

令和 5年11月24日提出

柏市長 太田和美

提案理由

令和4年11月2日に発生した事故について、相手方と示談を締結し、及び損害賠償の額を定めたいので提案する。

1 示談及び損害賠償の相手方

柏市在住 A

2 示談の内容及び損害賠償の額の決定

本市は、損害賠償金として、相手方に対し金2,240,373円を支払う。

議案第10号資料

示談の締結及び損害賠償の額の決定関係

事件の概要

令和4年11月2日、柏市あけぼの四丁目231番5先の市道上において、職員の運転する塵芥車^{じんがい}が後退した際、相手方の運転する相手方所有の原動機付自転車^{じんがい}が当該塵芥車を避けようとしてブロック塀に接触し、さらに、当該塵芥車が当該原動機付自転車に接触したことにより当該原動機付自転車が転倒し、当該原動機付自転車の前部及び左側のボディー等を破損し、並びに相手方が腰部等を負傷したものの